

特定非営利活動法人日本頸髄損傷 Life Net

定 款

特定非営利活動法人日本頸髄損傷 Life Net 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本頸髄損傷 Life Net という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を広島県廿日市市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、頸髄・脊髄損傷者、その他の障害者に対し、地域生活を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事業を行い、さらにはその質を高め、交通事故防止のための啓発事業を行うことにより、地域の人々と障害者の助け合いを通じて住み良い街づくりを図り、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 交通事故防止並びに障害者の就労や医療問題等についての講演会・セミナー等の企画・開催に関する事業
- (2) 頸髄・脊髄損傷者等の障害者及びその家族に対しての相談・支援に関する事業
- (3) 障害者スポーツ及び障害者による芸術活動の啓発・普及に関する事業
- (4) 障害者を対象とした介護用品等の無料相談・無料紹介に関する事業
- (5) 障害者の健康増進を目的としたスポーツトレーニング教室の企画・運営に関する事業
- (6) 頸髄損傷・脊髄損傷についての教育・啓発に関する事業

- (7) 頸髄損傷者・脊髄損傷者のためのピアカウンセラーの育成・養成並びにその支援に関する事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (11) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (12) 介護保険法に基づく第1号事業
- (13) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (14) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
 - (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法による通知をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法による通知により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	徳政	宏一
副理事長	大竹	保行
副理事長	服部	真美
監事	郡司	香代

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 49 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	個人	0 円	団体	0 円
	賛助会員	個人	0 円	団体	0 円
(2) 年会費	正会員	個人	0 円	団体	0 円
	賛助会員	個人	一口あたり 2,000 円 (一口以上)		
		団体	一口あたり 5,000 円 (一口以上)		

令和6年度事業計画書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

特定非営利活動法人日本頸髄損傷Life Net

1 事業実施の方針

令和6年度は、引き続き、事業実施のための基盤整備を行っていくとともに、交通事故の防止と障害者の支援を図る。また、広く公益・福祉に寄与していくため引き続き障害福祉サービス事業所・介護保険事業所を準備・開設し、利用者に寄り添ったきめ細かなサービスと安心の提供を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位：千円)
(1) 交通事故防止並びに障害者の就労や医療問題等についての講演会・セミナー等の企画・開催に関する事業	運送・旅客事業者のドライバーを対象とした交通安全のための講演の実施	随時	中国5県	1名	運送・旅客事業者ドライバー 400名	50
	生きる事に関する講演	随時	広島県内	1名	一般 100名	0
(2) 頸髄・脊髄損傷者等の障害者及びその家族に対する相談・支援に関する事業	頸髄損傷者に対するリハビリ・自立生活についての相談・セミナー	随時	吉備高原医療リハビリテーションセンター	1名	頸髄損傷者及びその家族・医療スタッフ 50名	0
(3) 障害者スポーツ及び障害者による芸術活動の啓発・普及に関する事業	車いすでの可能な『車いすけん玉』『パラアーチェリー』『パラスポーツ』普及の為、毎月練習会、年1回大会を開催	随時	佐伯国際アーチェリーランド／福山市障害者体育センター等	1名	一般40名 (障害者10名) (大会時)	0
(4) 障害者を対象とした介護用品等の無料相談・無料紹介に関する事業	(2) に付随する	随時	事業所(電話・リモート)その他	1名	頸髄損傷者及びその家族・医療スタッフ 50名	0

(5) 障害者の健康増進を目的としたスポーツトレーニング教室の企画・運営に関する事業	パラアーチェリー体験会・パラスポーツ体験	随時	福山市障害者体育センター 山崎本社 「あいプラザ」	1名	一般30名 (障害者10名)	5
(6) 頸髄損傷・脊髄損傷についての教育・啓発に関する事業	地元大学医療関係学部での講演を積極的にPR	随時	未定	1名	医療関係学部学生 100名	0
(7) 頸髄損傷者・脊髄損傷者のためのピアカウンセラーの育成・養成並びにその支援に関する事業	会員で講演・ピアカウンセリングに興味のある方を同行して講演の見学、患者との対話を経験していただいた。	随時	吉備高原医療リハビリテーションセンターなど	1名	頸髄損傷者及びその家族・医療スタッフ 50名	0
(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業 (居宅介護等)	随時	広島市・廿日市市	15名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で障害福祉サービスを必要とする方 20名	15,999
(9) 介護保険法に基づく居宅サービス事業	居宅サービス事業	随時	広島市・廿日市市	15名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で居宅サービスを必要とする方 20名	1,200
(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	移動支援事業	R6.11～	広島市 廿日市市 府中市	4名	広島市・廿日市市・府中市近隣市町村住民で移動支援を必要とする方 5名	1,200
(11) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業	R6.11～	広島市・廿日市市	15名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で介護予防・日常生活支援総合事業を必要とする方 5名	225

(12)介護保険法に基づく第1号事業	介護保険法に基づく第1号事業	R6. 11～	広島市・廿日市市	15名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で介護保険法に基づく第1号事業を必要とする方5名	225
(13)介護保険法に基づく介護予防支援事業	介護保険法に基づく介護予防支援事業	R6. 11～	広島市・廿日市市	15名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で介護保険法に基づく介護予防支援事業を必要とする方5名	225
(14)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	R6. 11～	広島市・廿日市市	15名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業を必要とする方5名	225

令和7年度事業計画書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人日本頸髄損傷Life Net

1 事業実施の方針

令和年7度は、引き続き、事業実施のための基盤整備を行っていくとともに、障害福祉サービス事業所・介護保険事業所の従業者・利用者の拡大を図るとともに、人材の育成にも注力し、利用者の満足度を高めることで他の事業所にはないブランド化を確立していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位：千円)
(1) 交通事故防止並びに障害者の就労や医療問題等についての講演会・セミナー等の企画・開催に関する事業	運送・旅客事業者のドライバーを対象とした交通安全のための講演の実施	随時	中国5県	1名	運送・旅客事業者ドライバー 400名	50
	生きる事に関する講演	随時	広島県内	1名	一般 100名	0
(2) 頸髄・脊髄損傷者等の障害者及びその家族に対しての相談・支援に関する事業	頸髄損傷者に対するリハビリ・自立生活についての相談・セミナー	随時	吉備高原医療リハビリテーションセンター	1名	頸髄損傷者及びその家族・医療スタッフ 50名	0
(3) 障害者スポーツ及び障害者による芸術活動の啓発・普及に関する事業	車いすでの可能な『車いすけん玉』『パラアーチェリー』『パラスポーツ』普及の為、毎月練習会、年1回大会を開催	随時	佐伯国際アーチェリーランド／福山市障害者体育センター等	1名	一般40名 (障害者10名)(大会時)	0
(4) 障害者を対象とした介護用品等の無料相談・無料紹介に関する事業	(2)に付随する	随時	事業所(電話・リモート)その他	1名	頸髄損傷者及びその家族・医療スタッフ 50名	0

(5) 障害者の健康増進を目的としたスポーツトレーニング教室の企画・運営に関する事業	パラアーチェリー体験会・パラスポーツ体験	随時	福山市障害者体育センター 山崎本社 「あいプラザ」	1名	一般30名 (障害者10名)	5
(6) 頸髄損傷・脊髄損傷についての教育・啓発に関する事業	地元大学医療関係学部での講演を積極的にPR	随時	未定	1名	医療関係学部学生 100名	0
(7) 頸髄損傷者・脊髄損傷者のためのピアカウンセラーの育成・養成並びにその支援に関する事業	会員で講演・ピアカウンセリングに興味のある方を同行して講演の見学、患者との対話を経験していただいた。	随時	吉備高原医療リハビリテーションセンターなど	1名	頸髄損傷者及びその家族・医療スタッフ 50名	0
(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業 (居宅介護等)	随時	広島市・廿日市市	20名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で障害福祉サービスを必要とする方30名	19,066
(9) 介護保険法に基づく居宅サービス事業	居宅サービス事業	随時	広島市・廿日市市	20名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で居宅サービスを必要とする方30名	1,400
(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	移動支援事業	R6.11～	広島市 廿日市市 府中市	5名	広島市・廿日市市・府中市近隣市町村住民で移動支援を必要とする方8名	1,400
(11) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業	R6.11～	広島市・廿日市市	20名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で介護予防・日常生活支援総合事業を必要とする方8名	596

(12)介護保険法に基づく第1号事業	介護保険法に基づく第1号事業	R6.11～	広島市・廿日市市	20名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で介護保険法に基づく第1号事業を必要とする方8名	596
(13)介護保険法に基づく介護予防支援事業	介護保険法に基づく介護予防支援事業	R6.11～	広島市・廿日市市	20名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で介護保険法に基づく介護予防支援事業を必要とする方8名	596
(14)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	R6.11～	広島市・廿日市市	20名	広島市・廿日市市近隣市町村住民で介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業を必要とする方8名	596

令和6年度 活動予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人日本頭脳損傷Life Net

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	34,000	34,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
3. 受取助成金等		
受取補助金	300,000	300,000
4. 事業収益		
講演会・セミナー等の事業収益	0	
相談・支援に関する事業収益	6,710,000	
芸術活動の啓発・普及に関する事業収益	0	
介護用品等の無料相談等に関する事業収益	0	
スポーツトレーニング教室の企画運営に関する事業収益	0	
頭脳損傷等の教育・啓発に関する事業収益	0	
ピアカウンセラーの育成等に関する事業収益	0	
障害福祉サービス事業に関する事業収益	15,027,000	
介護保険サービス事業に関する事業収益	1,336,000	23,073,000
5. その他収益		
受取利息	100	
雑収益	0	100
経常収益計		23,407,100
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	11,080,000	
法定福利費	1,284,000	
人件費計	12,364,000	
(2) その他経費		
外注費	440,000	
通信運搬費	363,000	
消耗品費	174,000	
広告宣伝費	321,000	
水道光熱費	73,000	
支払手数料	522,000	
車両費	52,000	
リース料	164,000	
保険料	58,000	
地代家賃	1,543,000	
租税公課	14,000	
支払報酬料	2,366,000	
支払利息	750,000	
雑費	150,000	
その他経費計	6,990,000	
事業費計		19,354,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,950,000	
法定福利費	450,000	
人件費計		
(2) その他経費		
通信運搬費	12,000	
支払手数料	0	
租税公課	14,000	
支払い報酬料	459,000	
その他経費計	2,885,000	
管理費計		2,885,000
経常費用計		22,239,000
当期経常増減額		1,168,100
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額		1,168,100
法人税、住民税及び事業税		331,300
当期正味財産増減額		836,800
前期繰越正味財産額		1,426,196
次期繰越正味財産額		2,262,996

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人日本頸髄損傷Life Net
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	43,000	43,000
2. 受取寄附金	0	
受取寄附金	0	
3. 受取助成金等	0	
受取補助金	500,000	500,000
4. 事業収益	0	
講演会・セミナー等の事業収益	0	
相談・支援に関する事業収益	8,387,000	
芸術活動の啓発・普及に関する事業収益	0	
介護用品等の無料相談等に関する事業収益	0	
スポーツトレーニング教室の企画運営に関する事業収益	0	
頸髄損傷等の教育・啓発に関する事業収益	0	
ピアカウンセラーの育成等に関する事業収益	0	
障害福祉サービス事業に関する事業収益	18,085,000	
介護保険サービス事業に関する事業収益	1,730,000	28,202,000
5. その他収益	0	
受取利息	200	
雑収益	0	200
経常収益計	0	28,745,200
II 経常費用	0	
1. 事業費	0	
(1) 人件費	0	
給料手当	13,850,000	
法定福利費	1,606,000	
人件費計	15,456,000	
(2) その他経費		
外注費	440,000	
通信運搬費	454,000	
消耗品費	217,000	
広告宣伝費	401,000	
水道光熱費	91,000	
支払手数料	652,000	
車両費	65,000	
リース料	164,000	
保険料	73,000	
地代家賃	1,929,000	
租税公課	18,000	
支払報酬料	2,957,000	
支払利息	1,200,000	
雑費	188,000	
その他経費計	8,849,000	
事業費計		24,305,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,950,000	
法定福利費	450,000	
人件費計	2,400,000	
(2) その他経費		
通信運搬費	12,000	
支払手数料	0	
租税公課	14,000	
支払い報酬料	459,000	
その他経費計	485,000	
管理費計		2,885,000
経常費用計		27,190,000
当期経常増減額		1,555,200
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
雑損失	0	0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		1,555,200
法人税、住民税及び事業税		350,700
当期正味財産増減額		1,204,500
前期繰越正味財産額		2,262,996
次期繰越正味財産額		3,467,496